

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者 更新研修について

概要

平成31年4月1日からサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者の告示が改正されたことに伴い、サービス管理責任者等の**5年度毎の更新制度が導入**されました。

更新期間内に更新研修を受講しないと、資格が失効します。再度、サービス管理責任者等として従事するためには、実践研修を受講することが必要です。（基礎研修の受講は不要）

経過措置

平成30年度までの研修修了者は、**令和5年度まではサービス管理責任者等としてみなされます。**令和6年度以降もサービス管理責任者等として従事するためには、更新研修の受講が必要です。

カリキュラム

標準カリキュラム 内容	時間
1 障害福祉の動向に関する講義	1時間
2 サービス提供の自己検証に関する演習	5時間
3 サービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義・演習	7時間

※令和5年度までの間はサービスの質の向上と人材育成のためのスーパービジョンに関する講義・演習を省略することが可能。

更新研修の受講対象年度の設定について

平成30年度までにサービス管理責任者等研修を修了した者は多数いるため、申込が殺到することが予測されます。

そのため、群馬県ではサービス管理責任者等研修の修了年度別に**更新研修受講対象年度を設定**します。（複数分野の修了証を所有している場合は、修了年月日の古いものを提出してください）

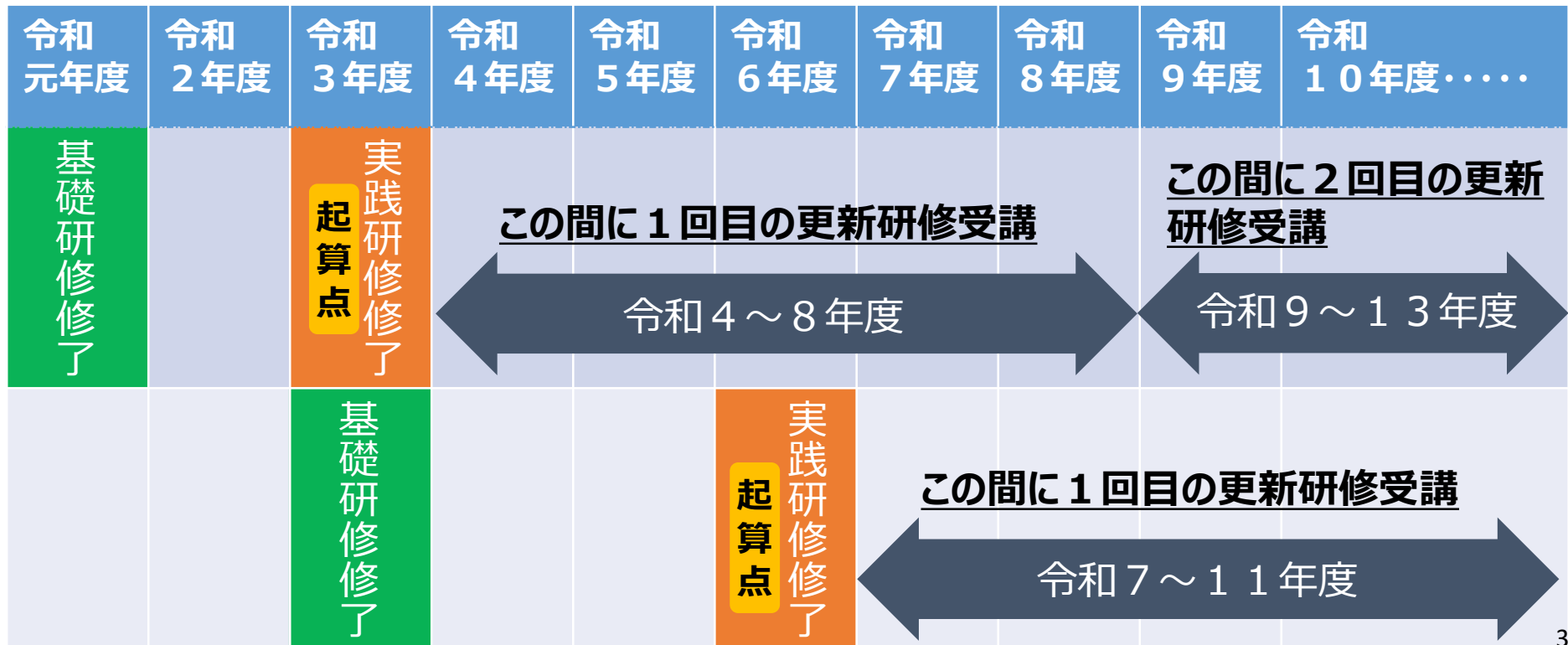
令和5年度については、対象事業年度に受講できなかった者が対象となります。

更新研修実施年度	受講対象者：サービス管理責任者等研修修了年度別
令和元年度更新研修	平成18～21年度の研修修了者
令和2年度更新研修	中止
令和3年度更新研修	平成22～26年度の研修修了者
令和4年度更新研修	平成27～30年度の研修修了者
令和5年度更新研修	令和4年度までに受講できなかった者

更新期間の考え方について(実践研修修了者)

- 実践研修修了年度を起算点とし、その翌年度から5年度毎に1回、更新研修を受講することが必要となる。
- 更新研修の受講には、(1)又は(2)の実務要件を満たすことが必要。
 - (1) 現にサービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。
 - (2) 過去5年間のうち2年間以上、サービス管理責任者等、管理者、相談支援専門員として従事。

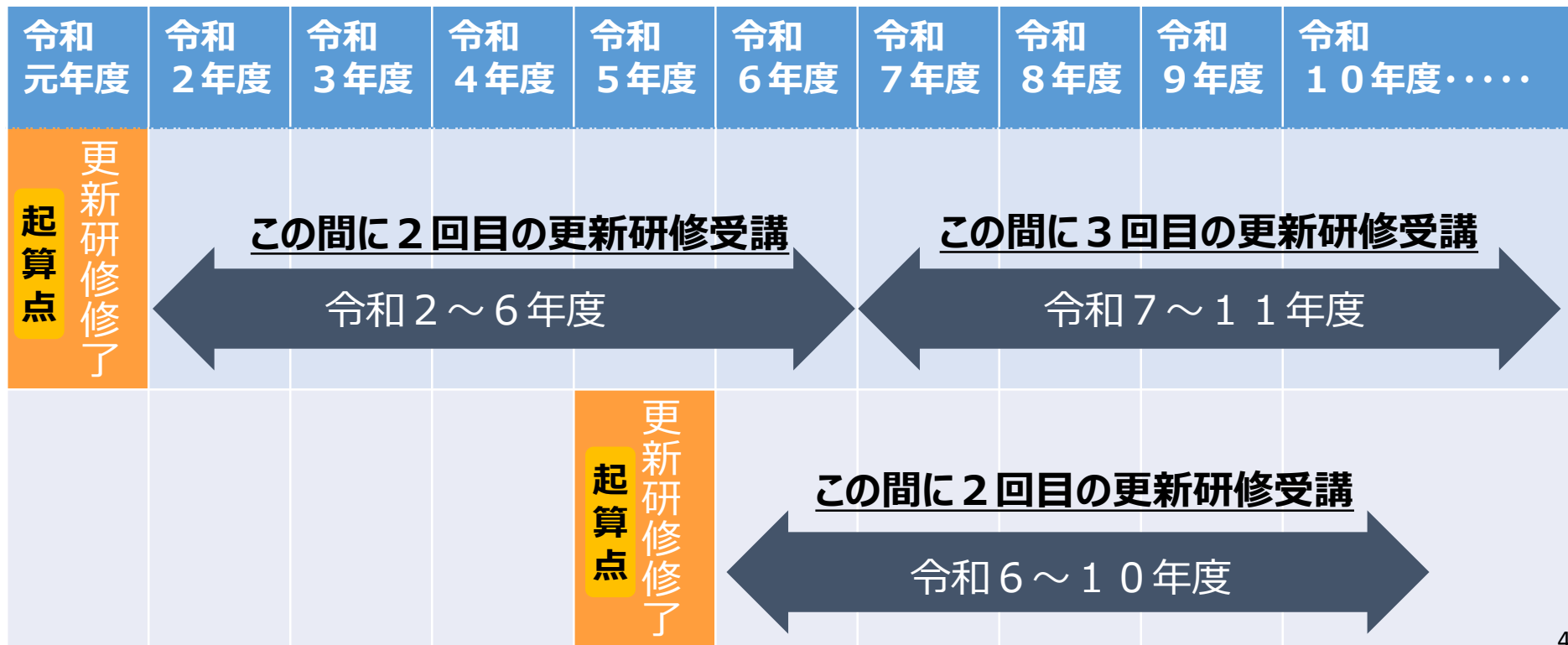
～受講イメージ図～



更新期間の考え方について(平成30年度までの研修修了者)

- 平成30年度までの研修修了者は、**令和5年度までの経過措置**として、サービス管理責任者等として「みなす」ことになっている。
- 更新研修を受講することによって、新カリキュラムの修了者としてみなされる。そのため、**最初に更新研修を修了した年度が更新の起算点**となる。
- 平成30年度までの研修修了者が**初めて更新研修を受ける場合、実務要件は不問**。

～受講イメージ図～



サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修 Q&A

※サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者を便宜上「サビ管等」と記載

項目	質問	回答
1	平成30年度までに旧カリキュラムの研修を修了している場合は、いつまでに更新研修を受講する必要があるのか。	平成30年度までの研修修了者は、 一律で令和5年度末までに更新研修を修了すること となっています。
2	更新研修を受講できなかった場合は、基礎研修から受講することになるのか。	更新研修を更新期間内に修了できなかった場合は、 実践研修から受講 することで再度サビ管等の資格が有効になります。